○外務省告示第二百十六号

平成二十三年六月九日にアディスアベバで、アムハラ州中学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アムハラ州中学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十二億八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年六月三十日まで

4　署名者

日　本　側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　スフィアン・アーメド財務・経済開発大臣

平成二十三年六月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男

○外務省告示第二百十七号

平成二十三年六月九日にアディスアベバで、第四次幹線道路改修計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第四次幹線道路改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四十一億五千八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　スフィアン・アーメド財務・経済開発大臣

平成二十三年六月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男

○外務省告示第二百十八号

イエメン共和国政府は、平成八年十一月七日にロンドンで作成された「千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書」の加入書を平成二十三年一月二十四日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年二月二十三日にイエメン共和国について効力を生じた。

（平成二十三年二月十一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年六月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男

○外務省告示第二百十九号

平成二十三年六月九日に東京で、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の書簡の交換がトーゴ共和国政府との間に行われた。

平成二十三年六月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とトーゴ共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅰ」という。）、債務救済措置に関して二千八年十二月十六日に日本国政府とトーゴ共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅱ」という。）、債務免除方式による債務救済措置に関して二千四年九月十五日に日本国政府とトーゴ共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡Ⅲ」という。）、重債務貧困国の政府開発援助債務の完全な免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により千九百九十九年六月十八日にケルンで発出された声明並びにトーゴ共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会によりそれぞれ二千十年十二月十日及び十四日になされた承認に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2

(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約及び従前の書簡Ⅱに従って締結された債務繰延契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a)　二千十年十二月一日現在で償還されていない全ての元本

(b)　二千十年十一月三十日以前に生じた未払の全ての利子（遅延利子を含む。）

(2)　債務の総額は、九十六億三千百二十三万七千五百五十五円（九、六三一、二三七、五五五円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びトーゴ共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、トーゴ共和国政府の権限のある当局は、経済・財務省である。

3　債務は、トーゴ共和国政府に対してJICAが行う免除の通告により免除されることになる。二千十年十二月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　トーゴ共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、トーゴ共和国の貧困を削減し並びに社会的及び経済的開発を促進するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

6　従前の書簡Ⅲに述べられた了解は、この書簡が交換された日からこの了解によって代替され、無効となる。

(1)　従前の書簡Ⅲに述べられた了解に基づき、一定の債務が、二千三年四月一日から二千四年三月三十一日までの二千三年度、二千四年四月一日から二千五年三月三十一日までの二千四年度、二千五年四月一日から二千六年三月三十一日までの二千五年度、二千六年四月一日から二千七年三月三十一日までの二千六年度、二千七年四月一日から二千八年三月三十一日までの二千七年度、二千八年四月一日から二千九年三月三十一日までの二千八年度及び二千九年四月一日から二千十年三月三十一日までの二千九年度の各事業年度における免除の日程に従って既に免除された。

(2)　(1)に規定する免除された債務の総額は、九億六千三百八万九千六百七十六円（九六三、〇八九、六七六円）であった。

本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解をトーゴ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月九日に東京で

日本国外務大臣　松本剛明

トーゴ共和国

外務・協力大臣

エリオットゥ・オイヌ閣下

付表

1　千九百八十六年五月二十二日

2　千九百八十八年十二月八日

3　千九百九十六年十二月十日

（トーゴ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をトーゴ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年六月九日に東京で

トーゴ共和国

外務・協力大臣

エリオットゥ・オイヌ

日本国外務大臣　松本剛明閣下

○農林水産省告示第千百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

当別町（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道石狩郡当別町・雨竜郡沼田町（以上二町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

沼田町（次の図に示す部分に限る。）、当別町

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。